

工事費内訳書における労務費等の記載の取り扱いについて

企画部 技術管理課



国土交通省 中部地方整備局

令和7年12月12日に改正扱い手3法が完全施行されました。

施行に伴う要対応事項などについての説明会(名古屋)を令和8年1月28日(水)に予定していますが、それまでの間に、公共工事への入札を予定しておられる方の中には、工事費内訳書の具体的な様式などに関して疑問を生じさせているおそれがあります。

このため、中部地方整備局企画部技術管理課に相談窓口を設け、説明会よりも前に入札を予定しておられる方からの質問に対応いたします。

(問合せ先)

※電話での問合せ (052)953-8127(代表)

中部地方整備局 企画部 技術調整管理官 菊池、技術開発調整官 市川

※メールでの問合せ cbr-gikan285@mlit.go.jp

中部地方整備局 企画部 技術管理課

工事費内訳書について

・改正入契法により、材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金、安全衛生経費を記載することが義務付けられました。(令和7年12月12日以降に入札手続きを開始する工事から適用)

・入札説明書等ダウンロードシステムの工事費内訳書様式は、今回改正内容が対応済みです。

○入札説明書等ダウンロードシステム

個別ダウンロードファイル			
No.	選択 全て▼	文書種別	文書名称
11	<input type="checkbox"/>	申請様式	工事費内訳書様式

ダウンロード 

様式70

(用紙A4版)

様式 71

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
○○事務所長 宛

住 所
商号又は名称
代表者氏名

表紙は変更なし

令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

工 事 費 内 訳 書

本件責任者 所 属 :

氏 名 :

担当者 所 属 :

氏 名 :

電話①:

電話②:

E-mail :

標記について、令和〇年〇月〇日付けで公告のありました「令和〇年度 ○〇〇〇〇工事」
の工事内訳書を別紙のとおり提出します。

- 注1) 電子入札システムを用いて提出すること。ダウンロードシステムより入手した工事費内訳書様式(Excel型のもの)にない、表紙、工事費内訳書はシートで分け、工事費内訳書フィールドに1ファイルで添付すること。ただし、工事費内訳書ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送等(締切日時必着)で提出すること。
- 注2) 押印は不要。
- 注3) 郵送等する場合は、本件責任者、担当者、連絡先電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。電話番号は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を2回線記載すること。(ただし、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載する。)

工事費内訳書

※ 水色のセルに入力してください。
その他は自動計算されます。

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路修繕					式	1		0
	舗装工				式	1		0
		切削材-ルーライ			式	1		0
			切削材-ルーライ	7cm未溝及び2cm以下 二層 粗粒度・密粒度 AS混合物特ラ-改質7 スマートII型 (20)DS3000	m ²	5,200		0
			舗道板(路面切削)	アスファルト切削脣	m ³	520		0
			舗道板	アスファルト切削脣	m ³	520		0

工事原価					式	1		0
	一般管理費等				式	1		0
工事価格					式	1		0
消費税相当額					式	1		0
工事合計					式	1		0

(直接工事費のうち、労務費	円)
(直接工事費のうち、材料費	円)
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	円)
(工事原価のうち、安全衛生経費	円)

追加記入箇所

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
 - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
 - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(直接工事費のうち、材料費 * * * * (一部のみ計上) 円)

(直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)

(現場管理費のうち、法定福利費 * * * * 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 * * * * 円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 * * * * 円)

○「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。

○すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。ただし、令和8年3月31日までに入札手続を開始する工事に限り、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

労務費等の記載に関する問合せ

番号	問い合わせ内容	回答
1	対象工事について 「公告日が、12月12日以降に公告された工事が対象である」ということで良いですか？	工事費内訳書は、12月12日以降に公告（又は指名通知）された工事が対象となるため、12月12時点で既に公告済みの工事は対象外です。 <small>諸角代金内訳書も同様に「12月12日以降に公告（又は指名通知・随音契約）された工事が対象となります」</small>
2	対象工事 12月12日付「があ	Q:工事費内訳書に追加記入が必要となる対象工事は？ A:12月12日以降に公告された工事が対象になります。
3	労務費について 労務費に関する基準ポータルサイトに記載されている基準値を下回らないように作成すれば良いでしょうか。	「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」のp12の表3を参考に実態の金額を記載して下さい。 ガイドライン掲載URL： https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html
4	材料費について 材料に具体的	Q:労務費等の算出はどうしたら良いか？ A:「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和7年12月)」の「p12の表3」、「p13」、「p14の表4」を参考に金額を記載して下さい。
5	安全衛生経費について 安全衛生経費として計上すべき具体的な項目についてご教示お願いします。 交通誘導員は労務費、安全衛生経費のどちらとも思えますが、両方に計上すべきでしょうか。	「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」のp14の表4を参考に金額を記載して下さい。 ガイドライン掲載URL： https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html
6	安全衛生経費について 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」の中に記載されている安全衛生経費の間接工事費について、 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費(率計上)に対して計上されている準備費、安全費、営繕費の各率 ・現場環境改善費に対して計上されている率 ・現場管理費に対して計上されている率 をご教示願います。	安全衛生経費の算出については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」の他、以下のホームページも参考に算出をお願い致します。 國土交通省HP：建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzensei.html#target

○労務費及び材料費(p12の表3)

	材料費	労務費
必須項目	・主要な材料費	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・雑材料 ・建設機械の燃料費 ・仮設材の賃貸料金	・市場単価方式の工種 ・土木工事標準単価方式の工種 ・建設機械の運転労務
不要項目		・現場技術職員等の給与・手当 ・資材搬入の運転労務

○安全衛生経費(p14の表4)

費用区分	主な内容	細目
直接工事費 工事目的物の施工に直接必要な安全設備(指定仮設及び参考図等に示されているもの)	足場	・棒組足場、単管足場、吊足場等 ・手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱
	支保工	・型枠支保工、橋梁架設等支保工
	土留め	・仮縫め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)
	土留め支保工	・切梁、腹起(裏込めコン含む)
	作業構台	・乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・重機移動用敷き鉄板
	交通規制	・交通誘導警備員
	仮囲い	・仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
間接工事費 共通仮設費	準備費	調査費用
		交通管理に要する費用
		監視連絡等に要する費用
		安全意識、注意喚起に要する費用
		安全管理等に要する費用
		保護具類
		作業環境
		警報設備
	常備費	倉庫、材料保管等に要する費用
	現場環境改善費	疾病・衛生対策費
現場管理費		安全訓練研修等に要する費用

○建退共掛金(p13)

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- 下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- 入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「ー」と記載を行う。

- 入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- 入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

●お知らせ文（工事費内訳書への労務費等の記載について）

①<https://www.e-bisc.go.jp/info/read/00000384.html>

※電子入札システム停止中（12月26日18時～1月13日8時30分）はアクセスできません

②<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001975743.pdf>

※お知らせ文のファイルは②よりアクセス可

③<https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/index.htm>

※中部地方整備局ホームページ（②と同じもの）

●労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）

「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例
及び具体的な実施方法についての留意点についてまとめたもの

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html

- ・材料費及び労務費 P12の表3

- ・建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金） P13

- ・安全衛生経費 P14の表4

●労務費に関する基準ポータルサイト

<https://roumuhi.mlit.go.jp/>